

見附市企業設置奨励条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

見附市長 稲田 亮

見附市条例第18号

見附市企業設置奨励条例の一部を改正する条例

見附市企業設置奨励条例（平成13年見附市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「2,500万円」を「5,000万円」に改め、同条第2号中「2,500万円」を「5,000万円」に、「超え、かつ増加する常用従業員数が5人以上の」を「超える」に改める。

別表第1備考中「平成19年総務省告示第618号」を「統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められたもの」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の見附市企業設置奨励条例の規定は、この条例の施行の日以後に奨励企業として指定を受ける奨励措置について適用し、同日前までに決定を受けた奨励措置（同日前までに奨励企業として指定を受け、決定に至る前の奨励措置を含む。）については、なお従前の例による。